

国民健康保険制度改革の概要

市町村国保が抱える構造的な課題と社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・ 65～74歳の割合: 国保(35.6%)、健保組合(2.8%)
- ・ 一人あたり医療費: 国保(32.5万円)、健保組合(14.6万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・ 加入者一人当たり平均所得: 国保(83万円)、健保組合(202万円(推計))
- ・ 無所得世帯割合: 23.1%

③ 保険料負担が重い

- ・ 加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
市町村国保(10.3%)、健保組合(5.6%) ※健保は本人負担分のみの推計値

④ 保険料(税)の収納率低下

- ・ 収納率: 平成11年度 91.38% → 平成26年度 90.95%
- ・ 最高収納率: 95.25%(島根県) ・最低収納率: 86.74%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・ 市町村による法定外繰入額: 約3,800億円 うち決算補てん等の目的: 約3,500億円、繰上充用額: 約900億円(平成26年度)

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・ 1716保険者中3000人未満の小規模保険者 471 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・ 一人あたり医療費の都道府県内格差 最大: 2.7倍(北海道) 最小: 1.1倍(富山県)
- ・ 一人あたり所得の都道府県内格差 最大: 22.4倍(北海道) 最小: 1.2倍(福井県)
- ・ 一人当たり保険料の都道府県内格差 最大: 3.7倍(長野県)※ 最小: 1.3倍(長崎県)

※東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。

① 国保に対する財政支援の拡充

② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、

- ・ 財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
- ・ 保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、
都道府県と市町村との適切な役割分担について検討

③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(**約1,700億円**)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- **財政調整機能の強化**(財政調整交付金の実質的増額)
- **自治体の責めによらない要因**による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)
- **保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援** 700~800億円
- **財政リスクの分散・軽減方策**(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等) 等

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円)
- ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

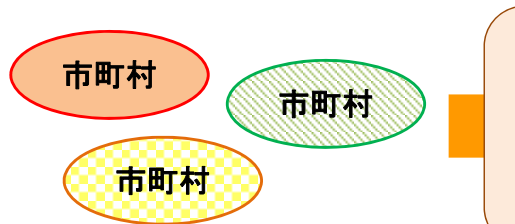
国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



- ・国の財政支援の拡充
- ・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

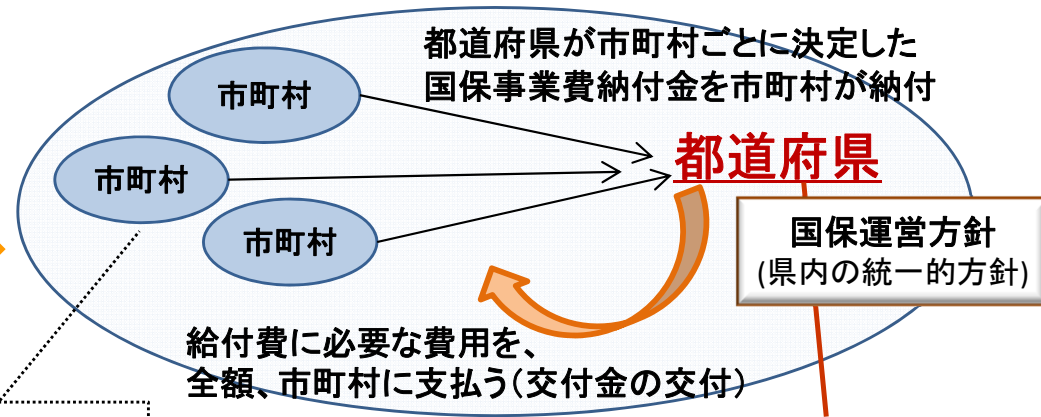
(構造的な課題)

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

- ・資格管理(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※保険料率は市町村ごとに決定
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



- ・財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・市町村ごとの納付金を決定
市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割

改革の方向性

1. 運営の在り方 (総論)
- 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う
 - 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - **都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**

都道府県の主な役割

市町村の主な役割

2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・ 市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険給付の決定</u> ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</u> (データヘルス事業等)

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

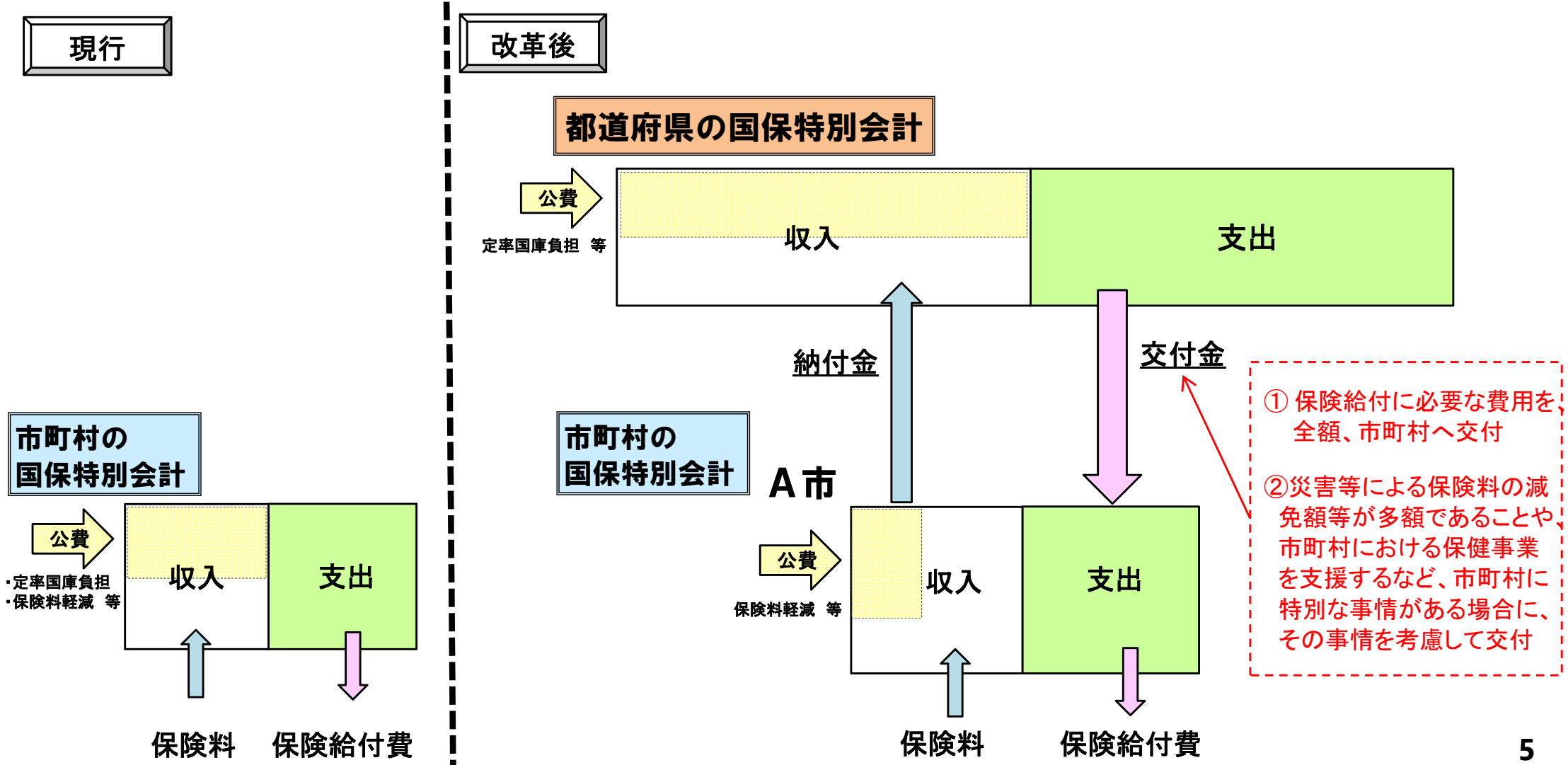
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行

改革後



改革後の国保の保険料の考え方について

○ あるべき保険料率の考え方について

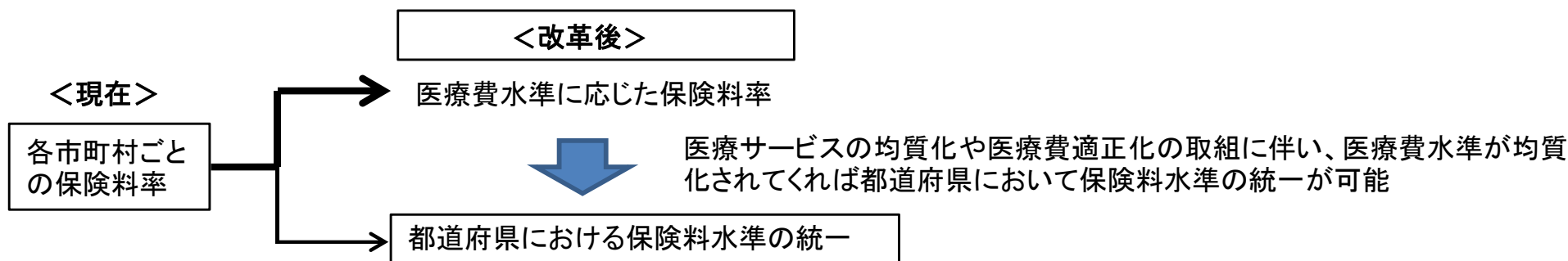
【年齢構成の差異を調整後の医療費水準に応じた保険料率】

- 各市町村の医療費適正化のインセンティブを確保することが可能。
- 都道府県内市町村において医療費水準の格差が大きい場合には、医療費水準を反映しない場合、医療費水準の低い市町村の被保険者の納得が得られにくい（特に被保険者が受けられる医療サービスに差がある場合など）。

【都道府県において統一した保険料水準】

- 都道府県内の市町村間を被保険者が異動しても保険料率に変化がなく、被保険者にとって公平に感じられる。
- 都道府県が保険者になる趣旨からすると、保険料負担の平準化が図られることが望ましい。
- 都道府県内市町村において医療費水準の格差が少ない場合には、都道府県における保険料水準の統一が受け入れやすい。

⇒ 医療費水準の格差が大きい場合には原則として医療費水準に応じた保険料率とし、将来的に地域の事情を踏まえつつ都道府県において統一した保険料水準を目指すこととする。



○ 標準保険料率の果たすべき役割の整理

【各市町村が具体的に目指すべき値を示す】

- 保健事業や直診事業など市町村個別の事情を含めて算定する。
- 各市町村は激変緩和を考慮しつつ、示された標準保険料率を目指して保険料率を設定していく。

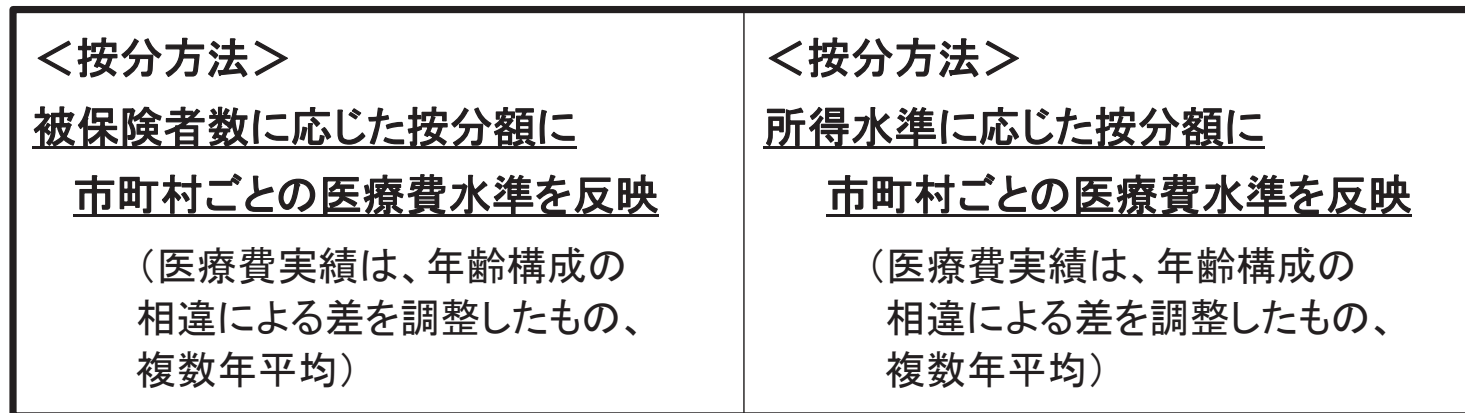
【医療費水準等を踏まえたあるべき保険料率の見える化を図る】

- 医療費実績に応じた保険料率を設定することで市町村間の比較可能性を高める。
- ⇒ 例えば、各市町村の年齢構成調整後の医療費指数と標準保険料率をあわせて公表することとする。

国保事業費納付金の市町村への配分(イメージ)

- 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

〈市町村の納付金額〉



所得水準の高い都道府県ほど、割合大
 (全国平均並の所得水準の場合、全体の50%)

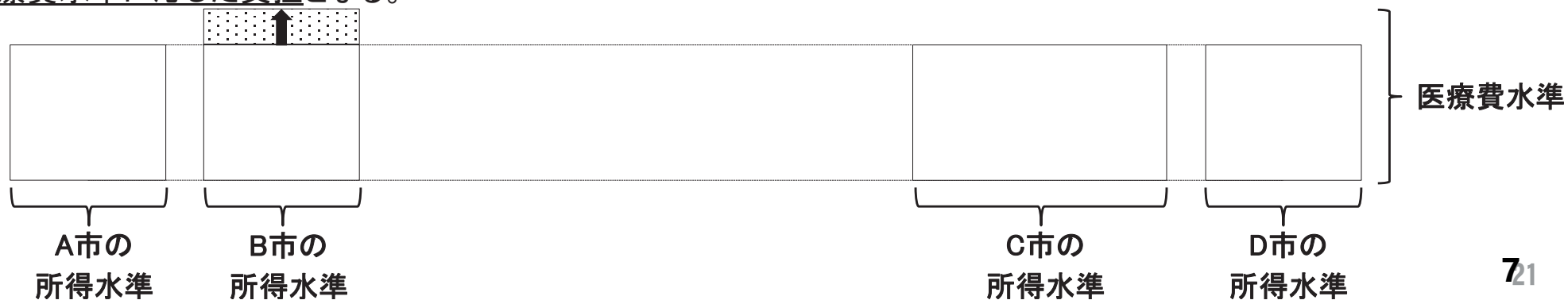
医療費水準をどの程度反映するかは α により調整

医療費水準を反映

所得水準をどの程度反映するかは β により調整

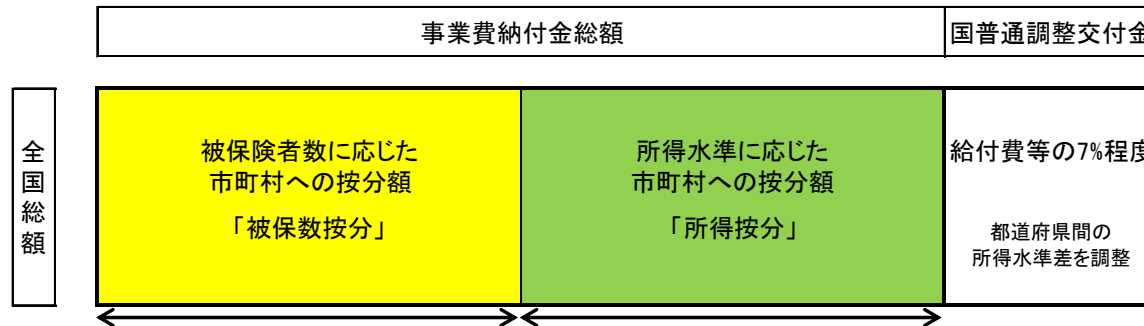
- 市町村の所得水準が同じ場合、年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

- 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。



普通調整交付金及び国保事業費納付金による調整の仕組み（イメージ） ①

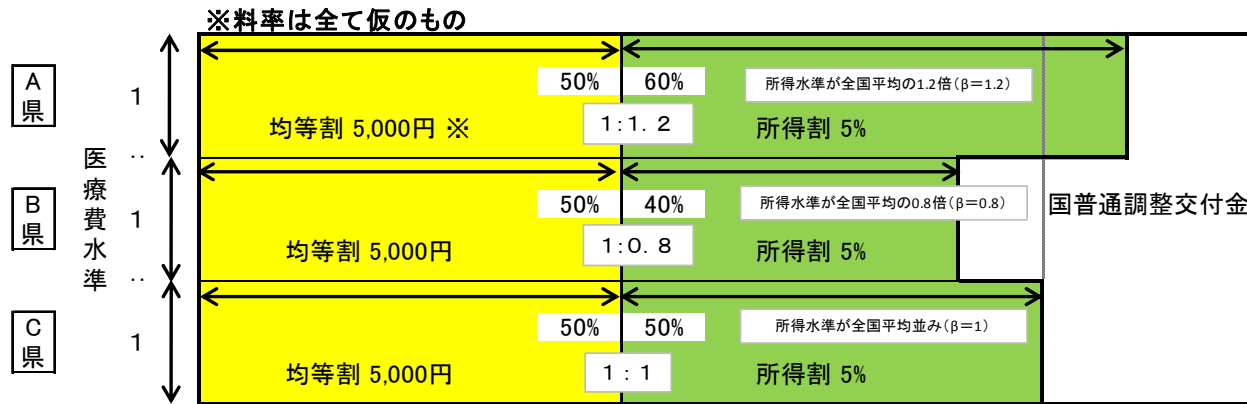
1 事業費納付金の全国ベースでの負担のイメージ



- ・事業費納付金の「被保数按分」と「所得按分」の比率は、**全国ベースで50:50**
- ・国調整交付金は**都道府県間の所得水準を調整**する機能となる（同じ医療費水準であれば同じ保険料率となるように交付）。

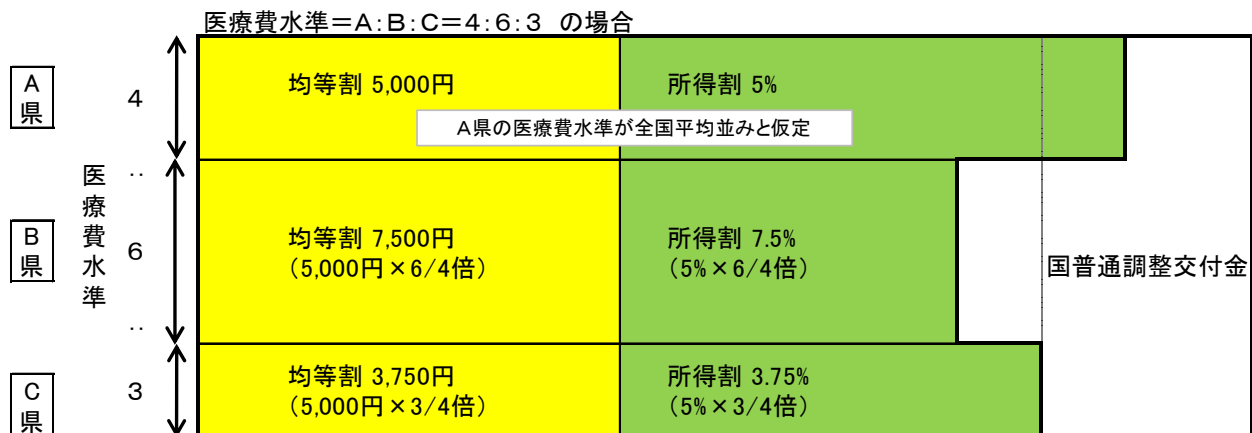
※個々で示している納付金総額は定率や前期高齢者交付金等の調整後（差し引き後）のベース

2 都道府県間の医療費水準が同じ場合の一人当たり負担のイメージ



- ・都道府県間の所得水準に応じて「**所得按分**」の割合が**変動**する（全国平均並みの場合50%）
⇒つまり「50:50」の固定ではなく、全国ベースで変動する
- ・「被保数按分」の割合は変わらない
- ・都道府県間の**医療費水準が同じ**であれば、**同じ保険料率**となるように調整交付金が交付される

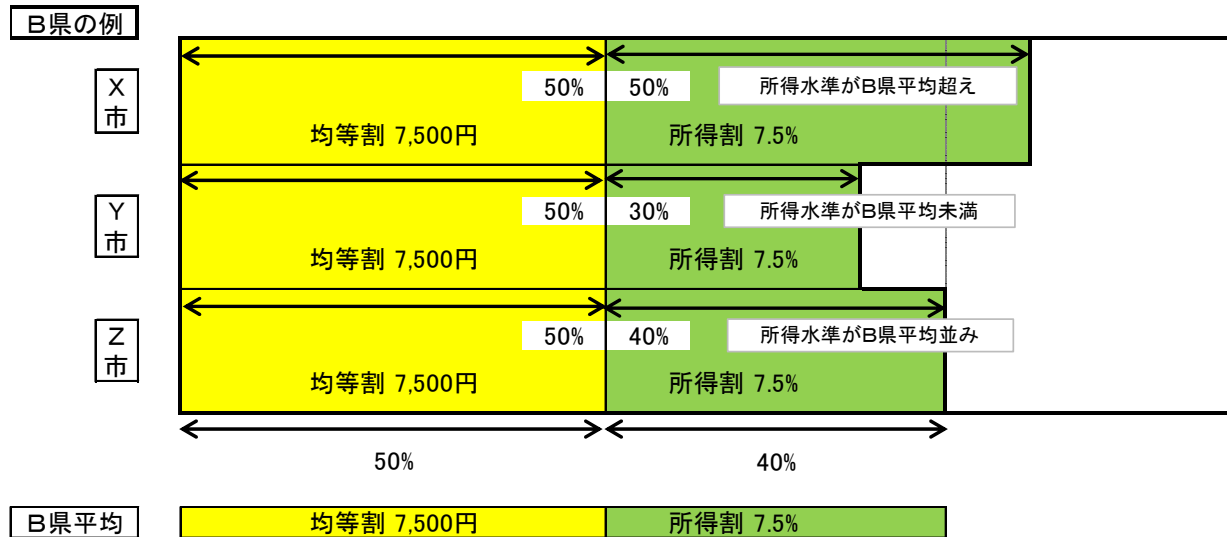
3 都道府県間の医療費水準が異なる場合の一人当たり負担のイメージ



- ・都道府県内の**医療費水準**に応じて、保険料率が増減する。（所得水準による増減はない）
- ・都道府県別の料率を比較することで、**都道府県間での保険料負担の見える化**を推進

普通調整交付金及び国保事業費納付金による調整の仕組み（イメージ）②

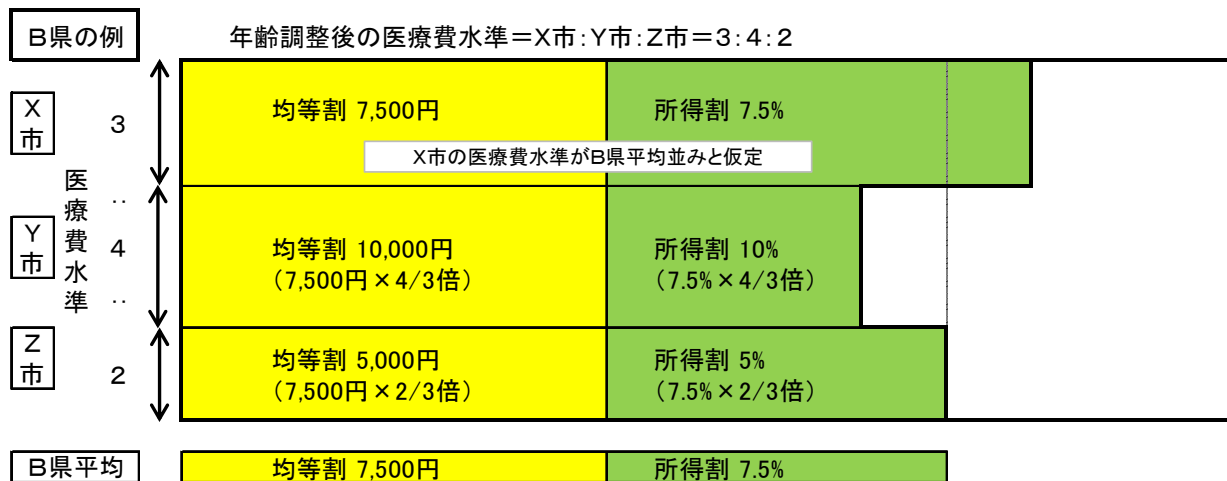
4 県内市町村での按分イメージ(市町村間での医療費水準を反映しない場合 ($\alpha = 0$))



＜所得水準による調整＝横幅の調整＞
 B県内の市町村ごとの所得水準に応じて、「所得按分」の規模（横幅）が変動する。
 （全国平均並みの場合50% ($\beta=1$ のため、1:1)、B県平均並みの場合、この例では $\beta=0.8$ のため1:0.8)

＜年齢調整後の医療費水準による調整＝高さの調整＞
 県内市町村ごとの「医療費水準」を反映しないことで、B県内で統一した保険料水準となる（被保割・所得割ともに）。

5 県内市町村での按分イメージ(市町村間での医療費水準を反映する場合 ($\alpha = 1$))



＜所得水準による調整＝横幅の調整＞
 B県内の市町村ごとの所得水準に応じて、「所得按分」の規模（横幅）が変動する。
 （全国平均並みの場合50% ($\beta=1$ のため、1:1)、B県平均並みの場合、この例では $\beta=0.8$ のため1:0.8)

＜年齢調整後の医療費水準による調整＝高さの調整＞
 県内市町村ごとの「医療費水準(年齢構成調整後)」を納付金に反映することで、年齢構成調整後医療費水準に応じた保険料率となる(被保割・所得割ともに)。

試算の位置づけ

○ 今回の試算は、各都道府県におけるあるべき負担のあり方について今後検討を深めるため、現行制度を前提に一定の条件の下で、納付金・標準保険料率をシミュレーションするものである。

※ 試算結果が新制度における各市町村の実際の負担を直接的に示すものではない。

○ この試算結果に基づき、各都道府県における具体的な検討内容としては、

- ・納付金の配分方法及び市町村標準保険料率の算定方法の検討
- ・激変緩和の条件及び必要規模の検討
- ・決算補填等を目的とする法定外の一般会計繰入の削減・解消の検討 等

が考えられる。

また、都道府県の国民健康保険運営協議会への諮問の準備にも活用していただきたい。

○ 国における制度の検討にも活用する。

試算を見るとききの留意点

- 今回の試算では、現行制度を前提にした一定の条件を元にした試算であるため、下記の①から④に留意する必要がある。
- ① 普通調整交付金の交付見込額は、市町村ごとの交付実績額を都道府県ごとに合計した額としている。
 - ② 特別調整交付金交付見込額(市町村向け)は平成27年度と同額と見込んでいる。
 - ③ 以下の金額は「0円」としている。
特別調整交付金交付見込額(都道府県向け)、保険者努力支援制度、財政安定化基金積立金、都道府県の事務費・委託費、特例基金繰入金
 - ④ 公費拡充分は考慮していない。

納付金の議論に向けて必要な視点

- 新制度においては、都道府県内で各市町村が公平に支え合う観点から、各市町村の年齢調整後の医療費水準や所得水準に応じた公平な負担のあり方を考える必要がある。
 - 新制度の仕組みの導入に伴う各市町村の負担の激変については、係数 α 、 β の設定や高額医療費共同負担の活用により、負担を調整することが可能なので、よく御議論いただきたい(国においても研修等を通じて必要な支援を行う。)
 - その上で、残る激変については、都道府県繰入金(2号分)を政策的に繰り入れることで、激変を緩和することが可能なので、よく御議論いただきたい。
- ※ 試算結果によっては、将来的に目指す方向である都道府県内の保険料水準の統一を検討することも考えられる。

都道府県内の議論に向けて

◎今回の改革は都道府県も巻き込んだ制度創設以来と言われる大きな改革



地域における合意形成が不可欠

〔議論において望まれる視点〕

- 関係者を挙げて、国民皆保険の最後の拠り所である**国民健康保険**を守っていくこと。
- 市町村個別の財政運営では厳しい状況に至っているという現状認識をもって**市町村の立場を超えた検討**を進めること。
- 都道府県単位での財政運営は、従来からある市町村の被保険者相互の支え合いの仕組みに加え、**市町村相互の支え合いの仕組みを加えるものでもある**ことを踏まえること。
- それぞれの都道府県において、**何が地域の被保険者全体にとって「公平」な分担かを考え**、そこに向けて計画的に取組を進めること。

「第1回試算後の課題」と今後の対応

市町村基礎データに誤りがある、推計方法にバラツキがある

- 市町村基礎データに誤りがある場合には、当該市町村の納付金額等を正確に推計できないだけでなく、同一都道府県内の他市町村の納付金額等にも影響を与えることとなる。(本来の所得総額より高い金額になっている、等)
- 医療分、後期支援金等分のそれぞれに対する、各市町村の正確な法定外繰入額が分からない等により、前年度の保険料額(後期支援金等分、介護納付金分)が、国が告示する1人当たり負担額より著しく高い場合や著しく低い場合がある。
また、保健事業費や葬祭費等の推計方法が市町村ごとに異なるため、都道府県の激変緩和措置の検討が困難な状況。

現行制度を前提に、前年の仮係数を用いており、新制度施行後の影響を分析しにくい

- 平成28年度予算編成用の仮係数を用いている、直近の給付費の実績データが少なく、平成28年度診療報酬改定の影響が十分に反映されていない、社保の適用拡大が反映されていないなど、平成29年度の推計値としては精度が低い状況である。
- 前期高齢者交付金や普通調整交付金などについては、現行制度を前提に、市町村ごとに推計しているため、新制度移行後の影響を分析するのが困難な状況である。

納付金の仕組みの導入等による影響を緩和する観点から、ガイドラインの見直しの検討が必要

- 納付金等の仕組みの導入等による影響を緩和する観点等から、以下のような見直しの検討が必要である。
 - ・ 納付金額が年度間で大きく変動しないよう、単年度の所得で算定する方式から、複数年度の平均所得で算定。
 - ・ 激変緩和措置の対象を医療分の保険料に限定せず、後期支援金等分や介護納付金等も対象とする。
 - ・ 市町村標準保険料率の算定にあたっては、 β' の使用を可能とする、など。

国保事業費納付金等算定標準システム(簡易算定版)の機能改善が必要(別掲)

- 市町村基礎データを正確なものに修正しつつ、国が示す確定係数を使用して、平成29年1月末までに、**第2回試算を実施。**⇒ **ここから激変緩和措置等の本格的な議論を開始してはどうか。**
- **新制度施行後の財政調整の仕組みを踏まえ、平成29年8月を目途に第3回試算を実施。**
- **平成29年夏に向けて、納付金等算定ガイドラインの見直しや納付金等算定標準システムの機能改善を検討**

国保事業費納付金等算定ガイドラインの見直し(案)

- 第1回試算結果及び全都道府県を対象とするシミュレーション研修(平成27年11月7日～17日のうち8日間)を踏まえ、**納付金等の仕組みの導入による影響を緩和する観点等から**、国保事業費納付金等算定ガイドラインについて、以下のような見直しを行う予定。

1 所得水準の調整方法

- 直近過去3年間の平均所得を活用し、所得変動に連動する市町村ごとの納付金の変動を緩和する。

2 市町村標準保険料率の算定方法

- これまで市町村が保険料率を応能:応益=50:50に設定してきた経緯を踏まえ、市町村標準保険料率の算定においても、 β' が使用できるようにする。

3 激変緩和の考え方

- 市町村間の所得水準の調整により、激変が生じる可能性のある、後期支援金等分及び介護納付金分も激変緩和措置の対象とし、その変化の丈比べについては、医療分+後期支援金等分+介護納付金分の合計額について行うこととする。

4 経過措置への対応

- 平成29年度分の定率国庫負担、療養給付費等交付金、都道府県調整交付金(精算を実施する場合のみ)については、市町村ごとに平成30年度に精算を行う。また、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、介護納付金については、平成31年度まで、市町村ごとに精算する。

5 退職被保険者等分の納付金算定方法等の整理

- 退職被保険者等分の納付金については、保険料の収納実績が都道府県に納めるべき納付金額に満たない場合であっても、基準収納割合(当該市町村の過去3年平均の収納率)までは、被用者保険からの療養給付費等交付金が交付されるため、平成30年度以降も市町村ごとの収納実績に基づき、退職被保険者等の納付金の精算を可能とする。

6 その他定義や計算方法の明確化を図る。

納付金等算定ガイドライン見直し(案)① 所得水準の調整方法

- 国保被保険者の所得は、比較的、農林水産事業者が高く、年金生活者が低い傾向が見られる。
- 一方、農林水産事業においては、気温、降水量など自然現象に起因する所得変動が起こりやすい傾向がある。また、産業振興等を目的とした3年に一度のイベント開催年に所得が多額となる地域もある。
- 平成30年度の納付金等は、平成28年中の所得を元に算定を行うこととなるが、たまたまこの年に所得が高くなる地域があると、納付金の算定の仕組みの導入等によって保険料負担が増加する可能性がある。
- このため、各市町村の所得規模(負担能力)の算定にあたっては、自然現象等の外的要因による所得変動を均し、過去3年間の平均所得を用いることとしてはどうか。
- これに伴い、普通調整交付金の算定についても、過去3年間の平均所得を用いることとしてはどうか。

(北海道・農業地域の所得変動、賦課限度額控除後所得、対前年度伸び率)

※ 気候影響等により、米作地域と畑作地域で所得が真逆の傾向を示す年もある。

	24年度	25年度	26年度	27年度
A町	11.9%	12.0%	▲3.2%	▲19.7%
B町	31.2%	30.9%	▲3.6%	▲33.1%
C村	▲1.2%	▲6.1%	11.7%	17.3%
D町	2.8%	▲8.2%	11.9%	▲6.8%

納付金等算定ガイドライン見直し(案)② 市町村標準保険料率の算定方法

- 納付金の配分については、所得水準を考慮して応能分と応益分に按分することとしており、都道府県平均の所得水準(β)が、全国平均の所得水準より高い場合には応能割合が1より大きくなり、全国平均より低い場合には1より小さくなることとしたうえで、激変緩和の観点から、 β' を用いて、応能分と応益分の配分割合の調整を可能としている。
- 一方、市町村標準保険料率の算定にあたっては、ガイドライン上は β の使用のみに限定し、市町村の所得水準と全国平均の所得水準との比較によって算定することにより、普通調整交付金との整合性を図っている。
これにより、市町村の所得水準が、全国平均の所得水準と同じであれば、全国どこの市町村でも同じ負担水準になるよう、市町村間の水平調整を図っている。
- しかしながら、これまで市町村は、保険料率の設定に当たり、応能:応益=50:50に合わせるよう調整してきた経緯があり、特に、平成30年度から、 $\beta < 1$ の都道府県においては、現状と比べて応益割の比重が著しく増加する場合がある。(この結果、低所得者の保険料負担も増加する。)
- このため、原則は β であるが、激変緩和の観点から、当分の間、市町村標準保険料率の算定にあたっても、 β' を使用できるようにしてはどうか。

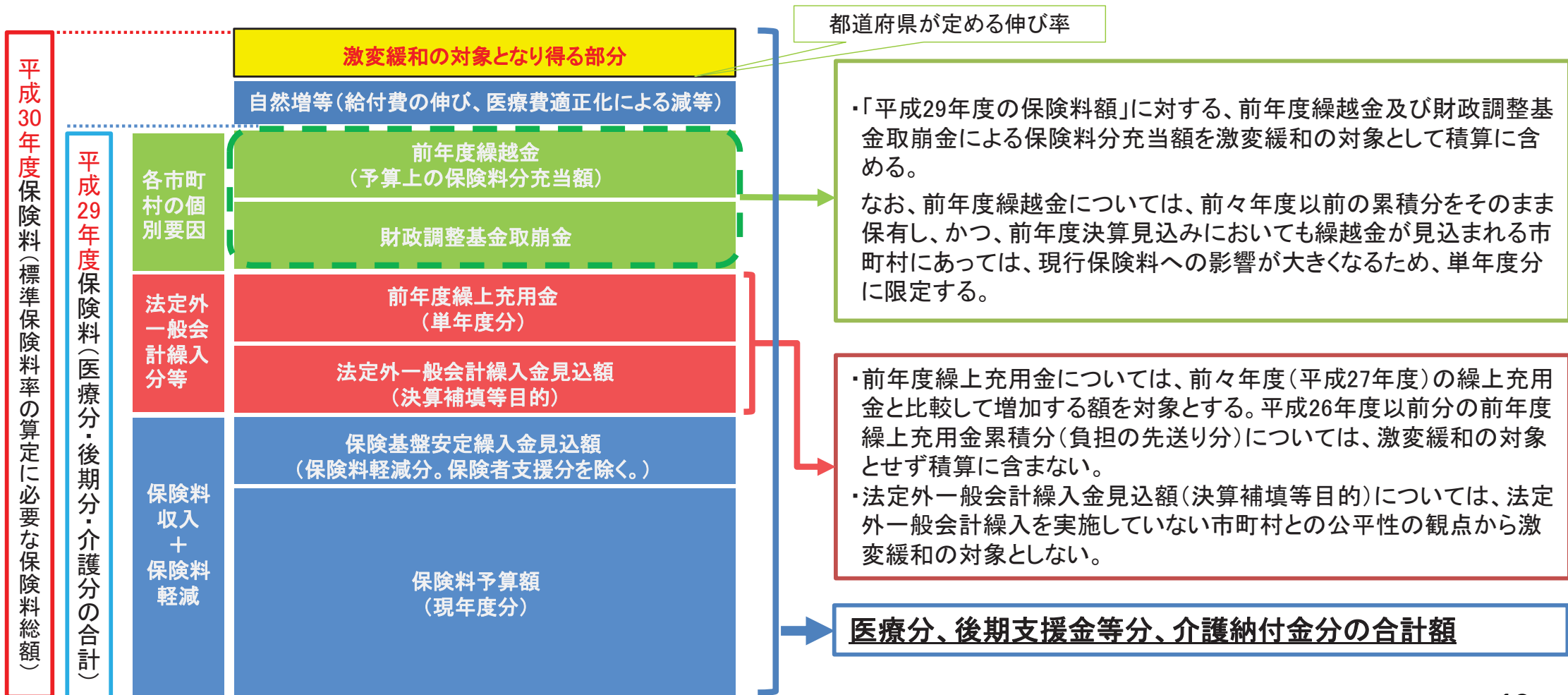
($\beta < 1$ の都道府県における保険料率の試算結果、3方式、医療分のみ)

	平成28年度保険料率			平成29年度保険料率 ($\beta < 1$)			平成29年度保険料率 ($\beta' = 1$ で試算)		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
A市	8.65%	26,500	25,700	9.83%	39,000	28,000	11.38%	33,800	24,200
B市	11.3%	27,200	23,000	9.32%	37,000	26,500	11.15%	33,000	23,700
C町	9.50%	25,000	23,000	8.72%	34,600	24,800	10.14%	30,100	21,600

納付金等算定ガイドライン見直し(案)③ 激変緩和の考え方(丈比べする1人あたり保険料額の算定)

引き続き地方と協議

- 納付金の仕組みの導入や納付金の算定方法の仕組みにより、一部の市町村においては、「各市町村が本来集めるべき1人あたり保険料額」が変化し、保険料が上昇する可能性がある。都道府県は、市町村から1)前年度決算の状況(法定外一般会計繰入の有無、財政調整基金への積増等)や、2)今年度の収支見込みに伴う補正予算の必要性について資料の提供を求めるとともに聴き取りを実施し、納付金の仕組みの導入等による影響を適切に把握した上で、必要な激変緩和措置を検討する。
- 激変緩和措置の検討にあたっては、納付金の仕組みの導入前の、被保険者1人当たりの「標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)(医療分、後期支援金等分、介護納付金分の合計額)」と丈比べし、各市町村の実質的な負担の変化を見て、激変緩和の必要性を判断する。 ※後期支援金等分、介護納付金分も、市町村間の所得水準の調整によって、激変が生じる可能性があるため、合算する。



納付金等算定ガイドライン見直し(案)④ 経過措置への対応(平成31年度まで) 引き続き地方と協議

- 激変緩和の観点から、平成29年度分の定率国庫負担、療養給付費等交付金、都道府県調整交付金(精算が生ずる場合のみ)については、市町村ごとに平成30年度に精算額の計算を行う。
- 前期高齢者納付金・交付金並びに後期高齢者支援金及び介護納付金は、2年後に精算を行う仕組みとなっているため、平成31年度までは、都道府県単位で精算額を反映して保険料収納必要額を算定した上で、市町村ごとの精算額を反映して各市町村の納付金額を算定する。

● 前期高齢者納付金・交付金

保険給付費(一般分)(A)
 - 前期高齢者交付金(注1)
 + 前期高齢者納付金等(注2)
 - 退職者前期調整額
 = A' = 前期調整後保険給付費

(注1)前期高齢者交付金
 = 当年度概算前期交付金
 - [(前々年度概算前期交付金
 - 前々年度確定前期交付金)
 + 調整金額]

(注2)前期高齢者納付金
 = 当年度概算前期納付金
 - [(前々年度概算前期納付金
 - 前々年度確定前期納付金)
 + 調整金額] + 事務費拠出金額

c - 高額医療費負担金
 - 特別高額医療費共同事業負担金
 + (前々年度概算前期交付金 - 前々年度確定前期交付金) + 調整金額
 - (前々年度概算前期納付金 - 前々年度確定前期納付金) - 調整金額
 + 地方単独事業の減額調整分
 + 財政安定化基金積立金
 (各市町村の返済分・補填分)(広域化等支援基金の返済分を含む。)
 + 審査支払手数料
 = d = 各市町村の納付金(医療分・一般分)

● 後期高齢者支援金

(後期支援金・一般分)・・・(A)には精算分を反映
 B + (前々年度概算支援金額 - 前々年度確定支援金額)
 + 調整金額 = C → C
 c - (前々年度概算支援金額 - 前々年度確定支援金額)
 - 調整金額
 = d = 各市町村の納付金(後期支援金分)

● 介護納付金

(介護納付金・一般分・退職分)・・・(A)には精算分を反映
 B + (前々年度概算介護納付金額 - 前々年度確定介護納付金額) + 調整金額 = C → C
 c - (前々年度概算納付金額 - 前々年度確定納付金額)
 - 調整金額
 = d = 各市町村の納付金(介護納付金分)

保険料収納必要額(B)
 + 高額医療費負担金(国分等)
 + 特別高額医療費共同事業負担金
 - 地方単独事業の減額調整分
 - (前々年度概算前期交付金
 - 前々年度確定前期交付金)
 - 調整金額
 + (前々年度概算前期納付金
 - 前々年度確定前期納付金)
 + 調整金額
 = C = 納付金算定基礎額

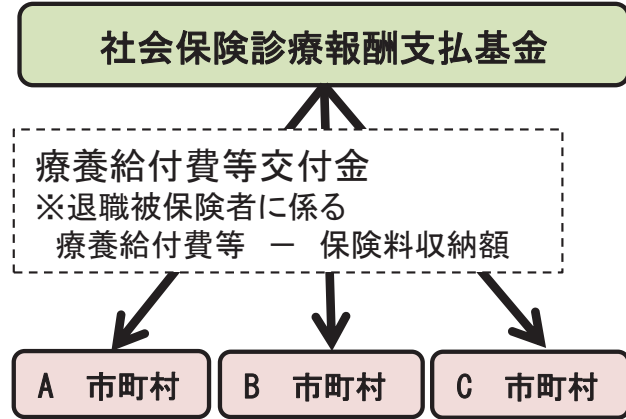
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
概算	A市 B町 C村 ○ ○ ○	A市 B町 C村 ○ ○ ○	A県 ○	A県 ○	A県 ○
精算	(26年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(27年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(28年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○ 合計額 [A市+B町+C村の概算交付額] - [A市+B町+C村の確定交付額]	(29年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○ 合計額	(30年度分) A県 ○

納付金等算定ガイドライン見直し(案)⑤ 退職被保険者等分の納付金算定方法等

- **療養給付費等交付金については平成29年度分までは、改正法附則第14条第1項の規定に基づき、従前どおり、支払基金と市町村との間で調整**を行う。このため、都道府県は、平成29年度分の療養給付費等交付金に係る調整額を納付金に含める必要はない。
- このため、平成30年度分から都道府県に交付される療養給付費等交付金の第5期(9月)の概算交付額との調整を行うことはできず、原則どおり、交付金不足の場合は支払基金から市町村へ不足額を交付し、交付金超過の場合は、市町村が平成29年度に受取済の療養給付費等交付金を支払基金へ還付する(市町村は過去の返還金額を踏まえ予算措置が必要)。
- 平成30年度分の療養給付費等交付金からは、**支払基金と都道府県との間で、交付・調整**を行う。一方、療養給付費等交付金は、退職被保険者等に係る療養給付費の実績額から退職被保険者等から収納した保険料額を差し引いた額(基準収納割合まで)を対象として交付されるため、納付金額に満たない分の保険料相当額分を一時的に財政安定化基金から貸付金として受けたとしても、交付金を財源として返済できる場合がある。そこで、**都道府県と市町村との間で、市町村の退職被保険者等に係る保険料収納実績に基づき、翌々年度の納付金額との精算を可能**とする。
- 平成30年度分の療養給付費等交付金が交付金超過の場合の平成31年度における調整は、調整する額が第5期の概算交付額より小額の場合、都道府県から支払基金への申し出により調整することができる。

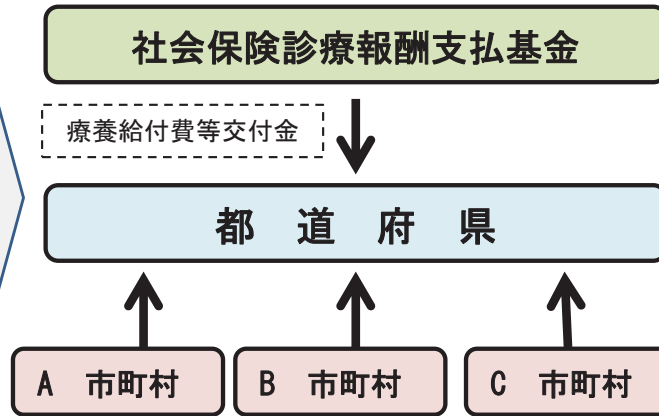
● 療養給付費等交付金（改正法附則第14条、改正国保法附則第7条）

【～平成29年度】※平成29年度分の精算額を含む



当該市町村の過去3年平均の収納率(基準収納割合)

【平成30年度～】



全国平均の収納率(平均収納割合)

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
交付	A市 B町 C村 ○ ○ ○	A市 B町 C村 ○ ○ ○	A県 ○	A県 ○	A県 ○
調整	(27年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(28年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(29年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(30年度分) A県 ○	(31年度分) A県 ○



保険料の収納実績が基準収納割合に満たない分は、財政安定化基金の貸付金を活用し、返済に保険料を充てる。

保険料の収納実績が納付金額に満たなくても、基準収納割合までは、療養給付費等交付金が交付されるため、市町村は、納付金の納付のため一時的に財政安定化基金の貸付金を活用したとしても、返済に保険料を充てる必要がない。

納付金等算定ガイドライン見直し(案)⑥ 定義等の明確化

○ 以下のとおり定義や計算方法を明確化する。

- ・「療養給付費等負担金」は、法令どおり、保険基盤安定繰入金控除後及び地方単独事業の減額調整後の金額とする。
- ・財政安定化基金積立金(市町村分)は、法令上は納付金に含まれないが、保険料を財源とし、市町村から都道府県に納付するため、計算上は医療分の「各市町村の納付金(d)」に含む。
- ・過年度の保険料収納見込額を現年度分の各市町村の納付金額(d)から減算するかは、都道府県、市町村との協議の上、決定する。
※ 過年度の保険料収納見込額とは、「滞納繰越分の収納見込額」と「過年度の賦課を当年度に行う場合の収納見込額」をいい、主に①所得の修正申告が翌年度あった場合、②国保の遡及適用が生じた場合等が想定される。
- ・保険料を財源とする「予備費」を計上する場合には、各市町村の納付金(d)から標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)を算定する際の加算項目とする。
- ・保険料を財源とする「その他の収入」や「その他の支出」を計上する場合には、都道府県、市町村との協議の上、各市町村の納付金(d)もしくは標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)に加減算することも可能とする。
- ・退職被保険者等分の保険基盤安定繰入金による繰入相当分は、被用者保険からの療養給付費等交付金で賄われるため、退職被保険者等分の納付金から控除する。ただし、介護納付金分については、一般分と退職分を分けていないため、一旦、繰入相当分を含む金額を都道府県に納付した後、退職分の精算時に繰入相当分を減算する(P)。
- ・後期高齢者支援金等とあわせて、「後期高齢者支援金負担金」「国の普通調整交付金(後期分)」「都道府県繰入金」を推計する際、病床転換支援金等の納付が見込まれる場合には、病床転換支援金(一般分)に係る額を含んで計算する。
- ・「後期高齢者支援金等(一般分)」に含まれる「後期高齢者関係事務費拠出金」には、法令どおり、退職分を含む。
- ・市町村の算定方式に基づく保険料率を算定する際には、実質的な参考料率となるよう、市町村が予算編成に用いた「賦課限度額控除後所得」を用いることも可能とする。